

期中レビュー基準報告書第 1 号「独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー」の改正について

2025 年 7 月 17 日

日本公認会計士協会

新	旧
期中レビュー基準報告書第 1 号	期中レビュー基準報告書第 1 号
独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー 2007 年 10 月 30 日 改正 2009 年 7 月 8 日 改正 2011 年 7 月 8 日 改正 2012 年 6 月 22 日 改正 2016 年 2 月 26 日 改正 2020 年 3 月 17 日 改正 2021 年 4 月 7 日 改正 2021 年 9 月 16 日 改正 2021 年 12 月 7 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 3 月 16 日 改正 2024 年 3 月 28 日 改正 2024 年 9 月 26 日 改正 2025 年 3 月 18 日 最終改正 2025 年 7 月 17 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 44 号) 《Ⅰ はじめに》 (省 略) 《Ⅱ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)	独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー 2007 年 10 月 30 日 改正 2009 年 7 月 8 日 改正 2011 年 7 月 8 日 改正 2012 年 6 月 22 日 改正 2016 年 2 月 26 日 改正 2020 年 3 月 17 日 改正 2021 年 4 月 7 日 改正 2021 年 9 月 16 日 改正 2021 年 12 月 7 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 3 月 16 日 改正 2024 年 3 月 28 日 改正 2024 年 9 月 26 日 最終改正 2025 年 3 月 18 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 44 号) 《Ⅰ はじめに》 (省 略) 《Ⅱ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)

新	旧
《Ⅲ 要求事項》 (省 略) 《Ⅳ 適用指針》 (省 略) 以 上	《Ⅲ 要求事項》 (省 略) 《Ⅳ 適用指針》 (省 略) 以 上
・ 本報告書（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） （修正箇所：第 12 項） － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022 年 7 月 21 日改正） （上記以外の修正箇所） ・ 本報告書（2023 年 3 月 16 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） （修正箇所：第 63-3 項及び付録 1） － 品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」（2023 年 1 月 12 日改正） － 品質管理基準報告書第 2 号「監査業務に係る審査」（2023 年 1 月 12 日改正） （上記以外の修正箇所） ・ 本報告書（2024 年 9 月 26 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」（2024 年 9 月 26 日改正） － 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024 年 9 月 26 日改正） ・ 本報告書（2025 年 3 月 18 日改正及び 2025 年 7 月 17 日改正）は、次の公表物の公表に伴う追加の修正を反映している。 － 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024 年 9 月 26 日改正）	・ 本報告書（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） （修正箇所：第 12 項） － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022 年 7 月 21 日改正） （上記以外の修正箇所） ・ 本報告書（2023 年 3 月 16 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） （修正箇所：第 63-3 項及び付録 1） － 品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」（2023 年 1 月 12 日改正） － 品質管理基準報告書第 2 号「監査業務に係る審査」（2023 年 1 月 12 日改正） （上記以外の修正箇所） ・ 本報告書（2024 年 9 月 26 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」（2024 年 9 月 26 日改正） － 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024 年 9 月 26 日改正） ・ 本報告書（2025 年 3 月 18 日改正）は、次の公表物の公表に伴う追加の修正を反映している。 － 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024 年 9 月 26 日改正）
《付録 1 中間財務諸表に対する期中レビュー報告書の文例》 《1. 中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書》 (1) 中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書（無限定の結論）の文例（無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合）は、以下のとおりである。 <文例 1 >	《付録 1 中間財務諸表に対する期中レビュー報告書の文例》 《1. 中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書》 (1) 中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書（無限定の結論）の文例（無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合）は、以下のとおりである。 <文例 1 >
<u>独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書</u> (省 略)	<u>独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書</u> (省 略)

新	旧
監査人の結論の根拠 当監査法人（注3）は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人（注3）の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人（注3）は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている（注5）。当監査法人（注3）は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。 中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会（注6）の責任 （省 略） 監査役及び監査役会（注6）の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある（注7）。 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任 （省 略） 監査人は、監査役及び監査役会（注6）に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。 監査人は、監査役及び監査役会（注6）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注8） 利害関係 （省 略） 以 上	監査人の結論の根拠 当監査法人（注3）は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人（注3）の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人（注3）は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人（注3）は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。 中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会（注5）の責任 （省 略） 監査役及び監査役会（注5）の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある（注6）。 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任 （省 略） 監査人は、監査役及び監査役会（注5）に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。 監査人は、監査役及び監査役会（注5）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注7） 利害関係 （省 略） 以 上
（省 略） （注5）社会的影響度の高い事業体の期中レビューでない場合には、「当監査法人（注3）は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。」とする。 （注6）「監査役及び監査役会」は、会社の機関設計に応じて修正する（第50項参照）。指名委員会等設置会社の場合は「監査委員会」、監査等委員会設置会社の場合は「監査等委員会」とする。 （注7）「監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。」の下線部分は、会社の機関設計に応じて下記のように修正する。	（省 略） （新 設） （注5）「監査役及び監査役会」は、会社の機関設計に応じて修正する（第50項参照）。指名委員会等設置会社の場合は「監査委員会」、監査等委員会設置会社の場合は「監査等委員会」とする。 （注6）「監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。」の下線部分は、会社の機関設計に応じて下記のように修正する。

新	旧
(省 略) (注 8) 上場企業又は上場企業ではないが上場企業の場合に適用される監査人の独立性に関するコミュニケーションについての要求事項が適用される企業の間接連結財務諸表の期中レビューの場合のみ記載する事項であるため、それ以外の企業の場合は削除する (第 60 項参照)。 ただし、新規上場のための有価証券届出書等の場合には記載を行う。 (注 9) 期中レビュー報告書の作成に当たっては、以下の監査基準報告書及び監査基準報告書実務指針の取扱いを参照することとする。 (省 略) (2) 結論に関する除外 <文例 2－1>	(省 略) (注 7) 上場企業又は上場企業ではないが上場企業の場合に適用される監査人の独立性に関するコミュニケーションについての要求事項が適用される企業の間接連結財務諸表の期中レビューの場合のみ記載する事項であるため、それ以外の企業の場合は削除する (第 60 項参照)。 ただし、新規上場のための有価証券届出書等の場合には記載を行う。 (注 8) 期中レビュー報告書の作成に当たっては、以下の監査基準報告書及び監査基準報告書実務指針の取扱いを参照することとする。 (省 略) (2) 結論に関する除外 <文例 2－1>
(省 略) 限定付結論の根拠 (省 略) 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定 (社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。) に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている (注 3)。 当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。	(省 略) 限定付結論の根拠 (省 略) 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定 (社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。) に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。
(省 略) <u>(注 3) <文例 1> (注 5) に同じ</u> (第 86 項 (1) に基づく限定付結論を表明する場合) <文例 2－2>	(省 略) (新 設) (第 86 項 (1) に基づく限定付結論を表明する場合) <文例 2－2>
(省 略) (省 略) 限定付結論の根拠 (省 略) 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定 (社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。) に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている (注 3)。 当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。	(省 略) (省 略) 限定付結論の根拠 (省 略) 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定 (社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。) に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

新	旧
(省 略)	(省 略)
<u>(注3) <文例1> (注5) に同じ</u>	(新 設)
(第86項(2)に基づく限定付結論を表明する場合)	(第86項(2)に基づく限定付結論を表明する場合)
<文例2－3>	<文例2－3>
(省 略)	(省 略)
(省 略)	(省 略)
限定付結論の根拠	限定付結論の根拠
当監査法人は、×年×月×日に監査契約を締結したため、前連結会計年度の期首の棚卸資産の実地棚卸に立ち会うことができず、また、代替手続によって当該棚卸資産の数量を検証することができなかった。期首の棚卸資産は経営成績に影響を及ぼすため、当監査法人は、前連結会計年度の間接連結会計期間の経営成績と利益剰余金期首残高に修正が必要かどうか判断することができず、前連結会計年度の間接連結会計期間の間接連結財務諸表に対して限定付結論を表明している。当該事項が当連結会計年度の間接連結会計期間の数値と対応数値の比較可能性に影響を及ぼす可能性があるため、当連結会計年度の間接連結会計期間の間接連結財務諸表に対して限定付結論を表明している。この影響は・・・・・・・・である (注1)。したがって、間接連結財務諸表に及ぼす影響は重要であるが広範ではない。	当監査法人は、×年×月×日に監査契約を締結したため、前連結会計年度の期首の棚卸資産の実地棚卸に立ち会うことができず、また、代替手続によって当該棚卸資産の数量を検証することができなかった。期首の棚卸資産は経営成績に影響を及ぼすため、当監査法人は、前連結会計年度の間接連結会計期間の経営成績と利益剰余金期首残高に修正が必要かどうか判断することができず、前連結会計年度の間接連結会計期間の間接連結財務諸表に対して限定付結論を表明している。当該事項が当連結会計年度の間接連結会計期間の数値と対応数値の比較可能性に影響を及ぼす可能性があるため、当連結会計年度の間接連結会計期間の間接連結財務諸表に対して限定付結論を表明している。この影響は・・・・・・・・である (注)。したがって、間接連結財務諸表に及ぼす影響は重要であるが広範ではない。
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「間接連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている (注2)。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。	当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「間接連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。
(注1)「・・・・・・・・」には、重要ではあるが広範ではないと判断し、結論の不表明ではなく限定付結論とした理由を、財務諸表利用者の視点に立って分かりやすく具体的に記載する。広範性の判断の記載に当たっては、監査基準報告書700実務ガイダンス第1号「監査報告書に係るQ&A（実務ガイダンス）」Q1－6「除外事項の重要性と広範性及び除外事項の記載上の留意点」を参照する。	(注)「・・・・・・・・」には、重要ではあるが広範ではないと判断し、結論の不表明ではなく限定付結論とした理由を、財務諸表利用者の視点に立って分かりやすく具体的に記載する。広範性の判断の記載に当たっては、監査基準報告書700実務ガイダンス第1号「監査報告書に係るQ&A（実務ガイダンス）」Q1－6「除外事項の重要性と広範性及び除外事項の記載上の留意点」を参照する。
<u>(注2) <文例1> (注5) に同じ</u>	(新 設)
(3) 否定的結論	(3) 否定的結論
<文例3>	<文例3>
(省 略)	(省 略)
否定的結論の根拠	否定的結論の根拠
会社は、・・・・・・・・・・について、・・・・・・の計上を行っていない。我が	会社は、・・・・・・・・・・について、・・・・・・の計上を行っていない。我が

新	旧
国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していれば・・・・・・・を計上する必要がある。この結果、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ〇〇百万円過大に、中間純利益は〇〇百万円過大に表示されている（注1）。 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている（注2）。当監査法人は、否定的結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。	国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していれば・・・・・・・を計上する必要がある。この結果、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ〇〇百万円過大に、中間純利益は〇〇百万円過大に表示されている（注）。 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、否定的結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。
（注1）中間連結財務諸表に及ぼしている影響の記載は、当該影響額を記載することができる場合に記載する。 <u>（注2）＜文例1＞（注5）に同じ</u>	（注）中間連結財務諸表に及ぼしている影響の記載は、当該影響額を記載することができる場合に記載する。 （新 設）
（4）期中レビュー範囲の制約 ＜文例4＞	（4）期中レビュー範囲の制約 ＜文例4＞
（省 略） 限定付結論の根拠 当監査法人は、（実施できなかった重要な期中レビュー手続及び当該事実が影響する事項を具体的に記載する）・・・・・・・ことができなかった。この影響は・・・・・・・である（注1）。したがって、中間連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている（注2）。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。	（省 略） 限定付結論の根拠 当監査法人は、（実施できなかった重要な期中レビュー手続及び当該事実が影響する事項を具体的に記載する）・・・・・・・ことができなかった。この影響は・・・・・・・である（注）。したがって、中間連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。
（注1）＜文例2－3＞に同じ <u>（注2）＜文例1＞（注5）に同じ</u>	（注）＜文例2－3＞に同じ （新 設）
（5）結論の不表明 ＜文例5＞	（5）結論の不表明 ＜文例5＞
（省 略） 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任 監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に	（省 略） 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任 監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に

新	旧
対する結論を表明することにある。しかしながら、本報告書の「結論の不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は中間連結財務諸表に対する結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている<u>（注）</u>。 <u>（注）＜文例 1＞（注 5）に同じ</u> （6）継続企業の前提 ① 無限定の結論の表明 （省 略） ＜文例 6－2＞ （省 略） 限定付結論の根拠 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、×年×月×日から×年×月×日までの中間連結会計期間に中間純損失〇〇百万円を計上しており、×年×月×日現在において中間連結貸借対照表上〇〇百万円の債務超過の状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されているが、・・・・・・・・・・という状況が存在しており、中間連結財務諸表には当該事実が十分に注記されていない。この影響は・・・・・・・・・・である（注<u>1</u>）。したがって、中間連結財務諸表に及ぼす影響は重要であるが広範ではない。 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている<u>（注 2）</u>。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。 （注<u>1</u>）＜文例 2－1＞（注 2）に同じ <u>（注 2）＜文例 1＞（注 5）に同じ</u> （省 略） ＜文例 6－3＞ （省 略） 否定的結論の根拠 ×年×月×日現在において会社は債務超過の状況であり、また、一年以内償還予定の社債が〇〇百万円あり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、当該社債を償還す	対する結論を表明することにある。しかしながら、本報告書の「結論の不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は中間連結財務諸表に対する結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。 （新 設） （6）継続企業の前提 ① 無限定の結論の表明 （省 略） ＜文例 6－2＞ （省 略） 限定付結論の根拠 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、×年×月×日から×年×月×日までの中間連結会計期間に中間純損失〇〇百万円を計上しており、×年×月×日現在において中間連結貸借対照表上〇〇百万円の債務超過の状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されているが、・・・・・・・・・・という状況が存在しており、中間連結財務諸表には当該事実が十分に注記されていない。この影響は・・・・・・・・・・である（注）。したがって、中間連結財務諸表に及ぼす影響は重要であるが広範ではない。 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。 （注）＜文例 2－1＞（注 2）に同じ （新 設） （省 略） ＜文例 6－3＞ （省 略） 否定的結論の根拠 ×年×月×日現在において会社は債務超過の状況であり、また、一年以内償還予定の社債が〇〇百万円あり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、当該社債を償還す

新	旧
るための資金調達が目途が立っていないため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるが、中間連結財務諸表には、当該事実が何ら注記されていない。 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている（注）。当監査法人は、否定的結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。 （注）＜文例 1＞（注 5）に同じ （省 略） ＜文例 6－4＞	るための資金調達が目途が立っていないため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるが、中間連結財務諸表には、当該事実が何ら注記されていない。 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、否定的結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。 （新 設） （省 略） ＜文例 6－4＞
（省 略） 否定的結論の根拠 会社は返済期日が×年×月×日に到来する借入金について返済不能となり、×年×月×日に自己破産の申立てを〇〇裁判所に行った。このような状況にもかかわらず上記の中間連結財務諸表は、継続企業を前提として作成されている。 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている（注）。当監査法人は、否定的結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。 （注）＜文例 1＞（注 5）に同じ （省 略） 《 2． 中間財務諸表に対する期中レビュー報告書》 中間財務諸表に対する期中レビュー報告書（無限定の結論）の文例（無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合）は、以下のとおりである。なお、無限定の結論以外の文例については、「1． 中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書」に準じて取り扱うものとする。 ＜文例 8＞	（省 略） 否定的結論の根拠 会社は返済期日が×年×月×日に到来する借入金について返済不能となり、×年×月×日に自己破産の申立てを〇〇裁判所に行った。このような状況にもかかわらず上記の中間連結財務諸表は、継続企業を前提として作成されている。 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、否定的結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。 （新 設） （省 略） 《 2． 中間財務諸表に対する期中レビュー報告書》 中間財務諸表に対する期中レビュー報告書（無限定の結論）の文例（無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合）は、以下のとおりである。なお、無限定の結論以外の文例については、「1． 中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書」に準じて取り扱うものとする。 ＜文例 8＞
独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書 （省 略）	独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書 （省 略）

新	旧
監査人の結論の根拠 当監査法人（注3）は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人（注3）の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人（注3）は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている（注4）。当監査法人（注3）は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会（注5）の責任 （省 略） 中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。 監査役及び監査役会（注5）の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある（注6）。 中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任 監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する（注7）。 （省 略） 監査人は、監査役及び監査役会（注5）に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。 監査人は、監査役及び監査役会（注5）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注8） 利害関係 （省 略） 以 上	監査人の結論の根拠 当監査法人（注3）は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人（注3）の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人（注3）は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人（注3）は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会（注4）の責任 （省 略） 中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。 監査役及び監査役会（注4）の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある（注5）。 中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任 監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する（注6）。 （省 略） 監査人は、監査役及び監査役会（注4）に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。 監査人は、監査役及び監査役会（注4）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注7） 利害関係 （省 略） 以 上
（省 略） （注4）社会的影響度の高い事業体の期中レビューでない場合には、「当監査法人（注3）は、我が	（省 略） （新 設）

新	旧
<u>国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。」とする。</u> (注5) <文例1> (注6) に同じ (注6) <文例1> (注7) に同じ (注7) 中間財務諸表に対する期中レビューで第39項から第42項に記載されている構成単位に対する期中レビュー手続を実施する場合には、以下の文を実施項目に追加する。 ・ 中間財務諸表に対する結論表明の基礎となる、中間財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する期中レビューの指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。 (注8) 上場企業又は上場企業ではないが上場企業の場合に適用される監査人の独立性に関するコミュニケーションについての要求事項が適用される企業の中間財務諸表の期中レビューの場合にのみ記載する事項であるため、それ以外の企業の場合は削除する（第60項参照）。ただし、新規上場のための有価証券届出書等の場合には記載を行う。 (注9) <文例1>に同じ 《3. 中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書（IFRS 任意適用会社）》 (1) 要約中間連結財務諸表（※）に対する期中レビュー報告書（無限定の結論）の文例（無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合）は、以下のとおりである。なお、無限定の結論以外の文例については、「1. 中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書」に準じて取り扱うものとする。 <文例9>	(注4) <文例1> (注5) に同じ (注5) <文例1> (注6) に同じ (注6) 中間財務諸表に対する期中レビューで第39項から第42項に記載されている構成単位に対する期中レビュー手続を実施する場合には、以下の文を実施項目に追加する。 ・ 中間財務諸表に対する結論表明の基礎となる、中間財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する期中レビューの指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。 (注7) 上場企業又は上場企業ではないが上場企業の場合に適用される監査人の独立性に関するコミュニケーションについての要求事項が適用される企業の中間財務諸表の期中レビューの場合にのみ記載する事項であるため、それ以外の企業の場合は削除する（第60項参照）。ただし、新規上場のための有価証券届出書等の場合には記載を行う。 (注8) <文例1>に同じ 《3. 中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書（IFRS 任意適用会社）》 (1) 要約中間連結財務諸表（※）に対する期中レビュー報告書（無限定の結論）の文例（無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合）は、以下のとおりである。なお、無限定の結論以外の文例については、「1. 中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書」に準じて取り扱うものとする。 <文例9>
<u>独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書</u> (省 略) 監査人の結論の根拠 当監査法人（注3）は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人（注3）の責任は、「要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人（注3）は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている（注7）。当監査法人（注3）は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。	<u>独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書</u> (省 略) 監査人の結論の根拠 当監査法人（注3）は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人（注3）の責任は、「要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人（注3）は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人（注3）は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

新	旧
要約中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会（注<u>8</u>）の責任 （省 略） 要約中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある（注<u>9</u>）。 監査役及び監査役会（注<u>8</u>）の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある（注<u>10</u>）。 要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任 （省 略） 監査人は、監査役及び監査役会（注<u>8</u>）に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。 監査人は、監査役及び監査役会（注<u>8</u>）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注<u>11</u>） 利害関係 （省 略） 以 上	要約中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会（注<u>7</u>）の責任 （省 略） 要約中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある（注<u>8</u>）。 監査役及び監査役会（注<u>7</u>）の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある（注<u>9</u>）。 要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任 （省 略） 監査人は、監査役及び監査役会（注<u>7</u>）に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。 監査人は、監査役及び監査役会（注<u>7</u>）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注<u>10</u>） 利害関係 （省 略） 以 上
（省 略） <u>（注7）＜文例1＞（注5）に同じ</u> <u>（注8）＜文例1＞（注6）に同じ</u> <u>（注9）</u> 国際会計基準等に基づく（要約）中間連結財務諸表を日本の期中レビュー基準に基づき期中レビューを行う場合、適用される財務報告の枠組みに基づき適切な記述を行うことができる。国際会計基準に基づく（要約）中間連結財務諸表の期中レビューの場合には、「経営者は、継続企業の前提に基づき（要約）中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、」を「経営者は、<u>経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき（要約）中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、</u>」と記載することが考えられる。 <u>（注10）＜文例1＞（注7）に同じ</u> <u>（注11）＜文例1＞（注8）に同じ</u> <u>（注12）＜文例1＞（注9）に同じ</u>	（省 略） （新 設） <u>（注7）＜文例1＞（注5）に同じ</u> <u>（注8）</u> 国際会計基準等に基づく（要約）中間連結財務諸表を日本の期中レビュー基準に基づき期中レビューを行う場合、適用される財務報告の枠組みに基づき適切な記述を行うことができる。国際会計基準に基づく（要約）中間連結財務諸表の期中レビューの場合には、「経営者は、継続企業の前提に基づき（要約）中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、」を「経営者は、<u>経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき（要約）中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、</u>」と記載することが考えられる。 <u>（注9）＜文例1＞（注6）に同じ</u> <u>（注10）＜文例1＞（注7）に同じ</u> <u>（注11）＜文例1＞（注8）に同じ</u>

新	旧
(2) 中間連結財務諸表(※)に対する期中レビュー報告書(無限定の結論)の文例(無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合)は、以下のとおりである。なお、無限定の結論以外の文例については、「1. 中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書」に準じて取り扱うものとする。 <文例10>	(2) 中間連結財務諸表(※)に対する期中レビュー報告書(無限定の結論)の文例(無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合)は、以下のとおりである。なお、無限定の結論以外の文例については、「1. 中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書」に準じて取り扱うものとする。 <文例10>
<u>独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書</u> (省 略) 監査人の結論の根拠 当監査法人(注3)は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人(注3)の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人(注3)は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている(注7)。当監査法人(注3)は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。 中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会(注8)の責任 (省 略) 中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある(注9)。 監査役及び監査役会(注8)の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある(注10)。 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任 (省 略) 監査人は、監査役及び監査役会(注8)に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。 監査人は、監査役及び監査役会(注8)に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。(注11)	<u>独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書</u> (省 略) 監査人の結論の根拠 当監査法人(注3)は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人(注3)の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人(注3)は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人(注3)は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。 中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会(注7)の責任 (省 略) 中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある(注8)。 監査役及び監査役会(注7)の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある(注9)。 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任 (省 略) 監査人は、監査役及び監査役会(注7)に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。 監査人は、監査役及び監査役会(注7)に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。(注10)

新	旧
利害関係 (省 略) 以 上	利害関係 (省 略) 以 上
(省 略) (注7) <文例1> (注5) に同じ (注8) <文例1> (注6) に同じ (注9) <文例9> に同じ (注10) <文例1> (注7) に同じ (注11) <文例1> (注8) に同じ (注12) <文例1> (注9) に同じ 《4. 中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書（修正国際基準適用会社）》 (1) 要約中間連結財務諸表（※）に対する期中レビュー報告書（無限定の結論）の文例（無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合）は、以下のとおりである。なお、無限定の結論以外の文例については、「1. 中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書」に準じて取り扱うものとする。 <文例11>	(省 略) (新 設) (注7) <文例1> (注5) に同じ (注8) <文例9> に同じ (注9) <文例1> (注6) に同じ (注10) <文例1> (注7) に同じ (注11) <文例1> (注8) に同じ 《4. 中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書（修正国際基準適用会社）》 (1) 要約中間連結財務諸表（※）に対する期中レビュー報告書（無限定の結論）の文例（無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合）は、以下のとおりである。なお、無限定の結論以外の文例については、「1. 中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書」に準じて取り扱うものとする。 <文例11>
独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書 (省 略) 監査人の結論の根拠 当監査法人（注3）は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人（注3）の責任は、「要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人（注3）は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている（注6）。当監査法人（注3）は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。 要約中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会（注7）の責任 (省 略) 要約中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある（注8）。	独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書 (省 略) 監査人の結論の根拠 当監査法人（注3）は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人（注3）の責任は、「要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人（注3）は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人（注3）は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。 要約中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会（注6）の責任 (省 略) 要約中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある（注7）。

新	旧
監査役及び監査役会（注7）の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある（注9）。 要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任 （省 略） 監査人は、監査役及び監査役会（注7）に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。 監査人は、監査役及び監査役会（注7）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注10） 利害関係 （省 略） 以 上	監査役及び監査役会（注6）の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある（注8）。 要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任 （省 略） 監査人は、監査役及び監査役会（注6）に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。 監査人は、監査役及び監査役会（注6）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注9） 利害関係 （省 略） 以 上
（注6）＜文例1＞（注5）に同じ （注7）＜文例1＞に同じ （注8）国際会計基準等に基づく（要約）中間連結財務諸表を日本の期中レビュー基準に基づき期中レビューを行う場合、適用される財務報告の枠組みに基づき適切な記述を行うことができる。修正国際基準に基づく（要約）中間連結財務諸表の期中レビューの場合には、「経営者は、継続企業の前提に基づき（要約）中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、」を「経営者は、<u>経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき（要約）中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、</u>」と記載することが考えられる。 （注9）＜文例1＞（注7）に同じ （注10）＜文例1＞（注8）に同じ （注11）＜文例1＞（注9）に同じ （2）中間連結財務諸表（※）に対する期中レビュー報告書（無限定の結論）の文例（無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合）は、以下のとおりである。なお、無限定の結論以外の文例については、「1．中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書」に準じて取り扱うものとする。	（注6）＜文例1＞に同じ （注7）国際会計基準等に基づく（要約）中間連結財務諸表を日本の期中レビュー基準に基づき期中レビューを行う場合、適用される財務報告の枠組みに基づき適切な記述を行うことができる。修正国際基準に基づく（要約）中間連結財務諸表の期中レビューの場合には、「経営者は、継続企業の前提に基づき（要約）中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、」を「経営者は、<u>経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき（要約）中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、</u>」と記載することが考えられる。 （注8）＜文例1＞（注6）に同じ （注9）＜文例1＞（注7）に同じ （注10）＜文例1＞（注8）に同じ （2）中間連結財務諸表（※）に対する期中レビュー報告書（無限定の結論）の文例（無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合）は、以下のとおりである。なお、無限定の結論以外の文例については、「1．中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書」に準じて取り扱うものとする。

新	旧
<u>(注6)</u> <文例1> (注5) に同じ (注<u>7</u>) <文例1> に同じ (注<u>8</u>) <文例11> に同じ (注<u>9</u>) <文例1> (注<u>7</u>) に同じ (注<u>10</u>) <文例1> (注<u>8</u>) に同じ (注<u>11</u>) <文例1> (注<u>9</u>) に同じ 《付録2 経営者確認書の記載例》 (省 略) 以 上	(新 設) (注<u>6</u>) <文例1> に同じ (注<u>7</u>) <文例11> に同じ (注<u>8</u>) <文例1> (注<u>6</u>) に同じ (注<u>9</u>) <文例1> (注<u>7</u>) に同じ (注<u>10</u>) <文例1> (注<u>8</u>) に同じ 《付録2 経営者確認書の記載例》 (省 略) 以 上

以 上